

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

訪問介護事業所ろび

## (目的)

第1条 株式会社 LOPI が運営する訪問介護事業所ろび(以下事業所という)は、介護・福祉サービスの提供者として感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも、感染の拡大を防ぐために迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を確保するために、本指針を定める。

## (感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方)

第2条 感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障がい者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、および従業者の安全を確保するため対策を講じ、適切な体制を整備する。

あらかじめ対応策を検討しておくべき感染症・食中毒の種類		
感染経路	概要	代表的な 感染症・食中毒
飛沫感染	会話やくしゃみ、咳などをしたときの飛沫を直接吸い込むことで感染する	かぜ・インフルエンザ・風疹・新型コロナウィルス等
空気感染	病原体が感染者の咳やくしゃみをしたときの飛沫と共に体外に排出され、その中に含まれる微粒子が空気中に漂い、それを吸い込むことで感染する	結核・麻疹(はしか)・水痘等
接触感染	体液や排泄物、皮膚、衣服、器具、手指、食品などに付着した病原体を介して感染する	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)・疥癬・新型コロナウィルス等
経口感染	食品や水、手指などに含まれる病原体が口に入ることで感染する	ノロウイルス感染症・腸管出血性大腸菌感染症(O157、O111)・赤痢・A型肝炎・コレラ・新型コロナウィルス等
血液感染	血液や体液、分泌物に含まれる病原体が、注射や傷口を介して体内に侵入し、感染する	B型肝炎・C型肝炎・エイズ等

(感染症の予防及びまん延防止のための体制)

第3条 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染対策委員会(以下「委員会」という)を設置する。

- 2 委員会の委員長は管理者が努め、当該者を感染防止責任者とし、感染防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下「感染防止担当者」)はサービス提供責任者とする。
- 3 委員会の選任は、管理者、サービス提供責任者、介護職員(訪問介護員)から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を委員長が選出する。
- 4 委員会は、概ね6ヶ月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて開催する。
- 5 委員会は、次に掲げる事項を審議し、検討結果を職員に対して周知徹底をする。
  - ① 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
  - ② 指針・マニュアル等の作成
  - ③ 感染対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施
  - ④ 利用者の感染症等の既往の把握
  - ⑤ 利用者・職員の健康状態の把握
  - ⑥ 感染症発生時の対応と報告
  - ⑦ 感染症対策実施状況の把握と評価
- 6 委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。
  - ① 新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
  - ② 全職員を対象に、定期的な研修を年1回以上行う。
  - ③ 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。
- 7 委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は保管する。

(平常時の対応)

第4条 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清掃保持に努める。

- 2 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、手洗い、手指消毒を行う。
- 3 介護職員は利用者宅で介護する場合の感染対策として、以下の基準について徹底する。
  - ① 手洗い、手指消毒、勤務中のマスクの着用。
  - ② 食事介助の前に必ず手洗いを行う。特に排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行い、介護職員が食中毒病原体の媒介者とならないように注意を払う。
  - ③ 排泄介助(オムツ交換を含む)は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ケアごとに取り換える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。
  - ④ 膀胱留置カテーテルや尿パックを使用している場合、尿を破棄するときには使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う。
  - ⑤ 血液、体液、排泄物を扱う場面では、細心の注意を払い、直接手指で触れることがないように必要に応じて使い捨て手袋を使用する。

#### 4 日常の観察

職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の身体の大きさや動き・声の調子・大きさ・食欲などについて日頃から注意して観察し、利用者の健康状態の異常症状を発見したら、ただちに管理者または感染防止担当者に知らせること。

##### (感染症や食中毒発生時の対応)

第5条 感染症や食中毒(以下「感染症等」という)が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

- ① 職員が感染症等を疑ったときは、速やかに管理者に報告するとともに、主治医への相談または医療機関への受診を促す。
- ② 受診の結果、感染症等と判明した場合、管理者はサービス提供にあたった職員の症状の有無など全職員の健康状態を確認・把握するとともに、当事業所がサービスを提供しているその他の利用者の健康状態についても確認・把握を行う。

2 職員は感染症が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

- ① 発生時は、手洗いや排泄物・吐しゃ物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- ② 別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること。
- ③ 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は、速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
- ④ 利用者の感染が疑われる際、管理者は速やかに関係機関に連絡を入れ、サービスの利用の調整を行う。

⑤

##### (指針の閲覧等)

本指針は利用者やその家族、関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に備え付けるとともに、事業所のホームページに掲載する。

#### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

令和7年3月19日 改定(組織体制、対応についての変更)